

# 江戸川区立篠崎第三小学校PTA個人情報取扱規程

この規程は「東京都小学校PTA協議会」で作成している規程例に準じて本校PTAに対応する部分を修正・追加して作成しています。

## 第1条(目的)

この規程は、江戸川区立篠崎第三小学校PTA(以下「本会」という。)が取得し、保有する個人情報の適正な取扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利及び利益を保護することを目的とする。

→ 個人情報取扱をなぜ規定するのかを明らかにしています。またここでいう「事業」とはPTA活動全体を指しています。

## 第 2 条(定義)

1 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的 方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)第 2 条第 2 項に規定する個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 507 号。以下「政令」という。)で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

3 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。)をいう。

(1)特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

(2)前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの。

4 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5 この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

→ 「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいいます。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

一 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

### 第3条(指針)

本会は、個人情報の保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に基づき運用管理を行い、本会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

→ PTAにおける個人情報保護の取り扱いについて指針を示し、個人情報保護法を尊重することを明確にしました。

### 第4条(周知)

本会において取得し、保有する個人情報の取扱い方法は、総会資料、通知等の方法により会員に周知するものとする。

→ PTAにおける個人情報の取扱い方法の周知方法について規定し、会員への周知方法を明確にしました。

### 第5条(利用目的と入手方法)

- 1 本会は、個人情報を次に掲げる目的のために利用する。
  - (1) 本会の事業に関する文書等の作成および送付ならびに連絡事項の伝達手段
  - (2) 本会の役員、委員、会員、関係の有志団体名簿等の作成
  - (3) 本会会員内の有志団体からの連絡事項の伝達手段
  - (4) 本会からのボランティア依頼の伝達手段(卒業した中学生へも含む)
  - (5) 学校行事への協力にかかわる連絡事項の伝達手段
  - (6) その他本会の事業に関して本人の同意を得たもの

- 2 本会は、個人情報の入手方法について、前項で示す目的の範囲内で収集する。また必要に応じて学校・本部役員・委員会・有志団体等と個人情報の共同利用を行う。

→ PTAにおける個人情報の利用方法等を規定し、その利用目的を明確にしました。詳細は個人情報 データベース一覧を作成して、それぞれに管理を行う予定です。

個人情報、個人情報データベースに該当する例

- (1) 広報誌発送一覧、来賓者名簿、卒業生に対するお手伝いボランティアのお願い案内など
- (2) 本部役員名簿、委員会名簿、校外活動管理名簿、有志団体名簿、委員会希望調査表、本部役員説明会、希望者名簿、PTA顧問名簿等。
- (3) 個別に出席希望票などを収集しているもの歓迎迎会出席者名簿、びよびよシール協力者名簿、パトロール関係参加者名簿、給食試食会名簿、運動会 PTA 協議参加者名簿、PTA メーリングリストなど

個人情報、個人情報データベースから除外する例

短期利用(6か月未満で廃棄)のもの、データベース化していないもの。

## 第 6 条(利用目的による制限)

- 1 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条に規定する利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わない。
- 2 前項の規定は、個人情報保護法第 16 条第 3 項各号に該当する場合については、適用しない。

→ PTAでは本人の同意を得ないで個人情報を取り扱うことがないことを明確にしています。なお、個人情報保護法第 16 条第 3 項各号は以下のとおりです。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

## 第 7 条(適正な取得)

- 1 本会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。
- 2 本会は、個人情報保護法第 17 条第 2 項各号に該当する場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得しない。

→ PTAではあらかじめ示している利用目的以外で個人情報を取得しないことを明確にしています。  
また提供者の同意を得ないで要配慮個人情報を取得しないことを明確にしています。  
なお、個人情報保護法第 17 条第 2 項各号は以下のとおりです。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 五 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第 76 条第 1 項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
- 六 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

## 第 8 条(管理および廃棄)

- 1 個人情報は、PTA会長を管理責任者とし、本会の役員が適正に管理する。
- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

→ 本会の役員とは、PTA会長を管理責任者とする本部役員全員を指します。ただしPTA運営の実態としては、個人情報データベース単位で本部役員の管理者(担当者)が適正に管理することで個人情報保護法の理念を実現するようにしました。また、不要となった情報の処理方についても明定し、この点でも個人情報保護法の理念を実現するようにしました。管理方法については、それぞれの個人情報データベース単位でルールを策定しています。廃棄は基本的に年度単位となりますが、在校中継続して管理するもの、行事単位で複数年に跨って管理するものなどがありますので、それぞれのデータベースに保管する期間を定め、廃棄年月を明確にして保管します。

## 第 9 条(保管)

個人情報データベース等は、次の各号に掲げる媒体の区分に応じ、当該各号に定める方法により保管することとする。

- (1)紙媒体施錠保管
- (2)電子データファイルにパスワードを設定する等の適切な方法による保管

→ 個人情報の保管について、個人情報保護法の要求するレベル(基本方針の策定、個人データの取扱いに係る規律の整備(=個人情報取扱方法の定め)のほか、組織的安全管理措置・人的安全管理措置・物理的安全管理措置・技術的安全管理措置も必要とされている)を実現することは厳しいため、現実的に可能と思われる保管方法を規定することで個人情報保護法の理念を実現するようにしました。

具体的には、「USBメモリの定期的な棚卸し確認」「パソコンの定期的なアップデートによるセキュリティ確保や更新」などを行います。

## 第 10 条(第三者提供の制限)

本会は、個人情報保護法第 23 条第 1 項各号に該当する場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない。

→ PTAから第三者に個人情報を提供することはありませんが、例として名簿作成などを業者に委託する場合などについてルールを明確にしました。なお、個人情報保護法第 23 条第 1 項各号は以下のとおりです。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

## 第 11 条(第三者提供に係る記録の作成等)

本会は、個人データを第三者(個人情報保護法第 23 条第 1 項各号に該当する場合及び東京都又は江戸川区に提供する場合を除く。)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1)第三者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2)提供した年月日
- (3)提供した個人データの本人の氏名
- (4)提供した個人データの項目
- (5)個人データの提供について本人の同意を得ている旨(個人情報保護法第 23 条第 1 項各号に該当する場合を除く。)

→ PTAから第三者に個人情報を適法に提供した場合でも、その提供ルート等が明らかになるようにしておくことが個人情報保護法で求められていますので、それに対応して必要事項について規定しました。

## 第 12 条(第三者提供を受ける際の確認等)

本会は、第三者(個人情報保護法第 23 条第 1 項各号に該当する場合および東京都または江戸川区から提供を受ける場合を除く。)から個人データの提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1)第三者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2)第三者が個人データを取得した経緯
- (3)提供を受ける個人データの本人の氏名
- (4)提供を受ける個人データの項目
- (5)個人データの提供について本人の同意を得ている旨(個人情報保護法第 23 条第 1 項各号に該当する場合を除く。)

→ PTAが第三者から個人情報の提供を受ける場合がありますので、それに対応する規定を明定しました。  
なお学校から提供を受ける個人情報については、「学校・PTA関連の各種承諾書」で「学校で集約する 個人情報を共同利用すること」を明確にしているため、本条で定義する第三者提供を受ける際の確認等に該当しません。

### 第 13 条(秘密保持義務)

本会の会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

→ 個人情報の保護の精神を尊重し、秘密保持義務を明定しました。この義務を会員全員が負うということで、個人情報保護法の要求する人的安全管理措置に応えるようにしました。

### 第 14 条(情報開示等)

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加又は削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

→ 個人情報保護法では、データ内容の正確性の確保と消去の努力義務も要請されていることから、PTAにおける情報開示等について明定し、個人情報保護法の要請に応えるようにしました。

### 第 15 条(漏えい時等の対応)

本会の会員は、個人情報データベース等を漏えい又は紛失したおそれがあることを把握した場合には、直ちに管理責任者に報告する。

→ 個人情報データベースの取り扱いについては慎重に対応することが求められていますが、その漏えい等についての対応は現実的には本部役員で行うことになると思われるため、本部役員への情報集中を想定してその報告を求めることとしました。

### 第 16 条(苦情の処理)

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

→ 苦情処理についても本部役員が対応することになると思われることから、その旨明定しました。

### 第 17 条(その他)

この規程は、法令の改正又は実務上の不備が生じた場合には、本会の役員会で協議、検討等を行い、改定することができる。

2前項の改定を行った場合は、第 4 条に規定する方法により会員に周知するものとする。

付則 この規程は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。